

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年4月7日
【事業年度】	第38期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)
【会社名】	株式会社デイトナ
【英訳名】	DAYTONA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 紳 一 郎
【本店の所在の場所】	静岡県周智郡森町一宮4805番地
【電話番号】	0538(84)2200
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 中 嶋 哲 司
【最寄りの連絡場所】	静岡県周智郡森町一宮4805番地
【電話番号】	0538(84)2200
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 中 嶋 哲 司
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年3月26日に提出いたしました第38期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレートガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しております。安定的な経営基盤の強化並びに今後の事業展開に備えるために内部留保の充実を図りながら、株主資本利益率の向上に努めると共に、配当につきましては、期末配当（年1回）の安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

（1）業績に連動した配当方針とします。

（2）配当性向25%を目標といたします。

（3）利益水準を勘案した上、安定配当部分として原則1株あたり最低年間配当7.5円を維持するものといたします。

なお当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当についての株主総会決議は平成22年3月24日に行っており、1株当たり8.5円、配当金の総額は29,791千円であります。

(訂正後)

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しております。安定的な経営基盤の強化並びに今後の事業展開に備えるために内部留保の充実を図りながら、株主資本利益率の向上に努めると共に、配当につきましては、期末配当(年1回)の安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

- (1) 業績に連動した配当方針とします。
- (2) 配当性向25%を目標といたします。
- (3) 利益水準を勘案した上、安定配当部分として原則1株あたり最低年間配当7.5円を維持するものといたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当についての株主総会決議は平成22年3月24日に行っており、1株当たり8.5円、配当金の総額は29,791千円であります。

6【コーポレートガバナンスの状況】

(訂正前)

～ 省略

取締役会で決議することができる株主総会決議事項は、

a.会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮するためのものです。

b.当社は会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行するためのものです。

c.当社は、資本政策及び配当政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当(毎年6月30日基準日)を行うことができる旨を定款で定めております。

(訂正後)

～ 省略

取締役会で決議することができる株主総会決議事項は、

a.会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮するためのものです。

b.当社は会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行するためのものです。

c.<削除>